

**公益社団法人 日本気象学会定款**  
(平成25年3月21日 府益担第1557号認定)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本気象学会（以下、「学会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 学会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 学会は、気象学、大気科学等の研究を盛んにし、その進歩をはかり、国内及び国外の関係学協会等と協力して、学術及び科学技術、並びに文化の振興及び発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 学会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 気象学、大気科学等に関する研究会及び講演会等の開催
- (2) 機関誌その他気象学、大気科学等に関する図書等の刊行
- (3) 研究の奨励、援助及び研究業績の表彰
- (4) その他この目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び必要に応じて海外で行う。

第3章 会員

(構成員)

第5条 学会の会員として、次の種別を設ける。

- (1) 個人会員 学会の目的事業に賛同する個人
- (2) 団体会員 学会の目的事業に賛同する団体
- (3) 賛助会員 学会の事業を後援する個人又は団体
- (4) 名誉会員 学会に対して貢献が特に顕著であることにより、理事会から推薦され、社員総会で承認された個人

2 前項第1号の個人会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 学会の会員として入会しようとする個人又は団体は、公益社団法人日本気象学会細則（以下「細則」という。）に定める入会手続きを行い、理事会の承認を得なければならない。

(会費等)

第7条 個人会員、団体会員、賛助会員となった個人又は団体は、細則に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員はいつでも理事長に届け出て退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、学会の名誉を棄損したとき、目的に反する行為をしたとき、定款及び規則に違反する行為をしたとき、その他除名すべき正当な事由があるときには、第17条第2項に規定する社員総会の決議により除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日から1週間前

までに当該会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

- 3 理事長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の他、会員は、次の各号のいずれかに該当するときはその資格を喪失する。

- (1) 会費を1年以上滞納したとき。
- (2) 総社員の同意があるとき。
- (3) 死亡又は解散したとき。
- (4) 成年被後見人又は成年被保佐人になったとき。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、第5条第2項に規定するすべての社員をもって構成する。

- 2 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項及び一般社団・財団法人法に規定する事項に限り決議する。

- (1) 会員の除名
  - (2) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
  - (5) 解散
  - (6) 残余財産の帰属の決定
  - (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 社員総会は、あらかじめ社員総会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

(招集)

第13条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に、臨時社員総会は必要に応じて随時、開催する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、副理事長が招集する。
- 3 社員総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。
  - (1) 社員総会の日時及び場所
  - (2) 社員総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員等の報酬等、定款の変更、事業の全部の譲渡、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む。）
  - (3) 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、社員総会参考書類に記載すべき事項及び第19条に定める書面による議決権行使の期限
  - (4) 代理人による議決権行使について、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
- 4 理事長は、総社員の議決権の1/10以上の議決権を有する社員から、会議に付すべき事項及び招集の理由を示して社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

(招集通知)

第14条 理事長は、社員総会の日2週間前までに、社員に対して、前条第3項各号に掲げる事項（次項により社員総会参考資料に記載した事項を除く。）に記載した書面により、招集の通知を発しなければならない。

2 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、前項の通知には、一般社団・財団法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。

- (1) 社員総会参考資料
- (2) 議決権行使書

（議長）

第15条 定時社員総会並びに臨時社員総会の議長は、社員総会のつど、委任状又は書面によらない出席社員の互選で決める。

（議決権）

第16条 社員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

（決議）

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の3分の1以上を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

（議決権の代理行使）

第18条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、他の出席社員にその議決権を代理行使させることができる。

2 前項の議決権の代理行使において、当該社員は社員総会に出席したものとみなす。

3 第1項の議決権行使の代理権の授与は、社員総会ごとに行なわなければならない。

（書面による議決権行使）

第19条 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、社員総会に出席しない社員は、第14条第2項第2号に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第17条の議決権の数に算入する。

（議事録）

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は議長が作成し、議長及び議長が指名する出席者2名以上が記名押印する。

## 第5章 役員

（役員及びその員数）

第21条 学会に、次の役員を置く。

- (1) 理事15名以上20名以内
- (2) 監事2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法の代表理事とする。

- 4 理事のうち、1名を副理事長とすることができる。
- 5 前項の副理事長は、一般社団・財団法人法の業務執行理事とする。
- 6 学会は、副理事長のほか、理事会の決議により、第2項に規定する理事長以外の理事から、一般社団・財団法人法の業務執行理事を選任することができる。

(役員を選任)

第22条 役員は、社員の中から、次の方法によって選任する。

- (1) 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。
- (2) 監事を選任に関する議案を社員総会に提出する場合には、監事の同意を受けなければならない。
- (3) 理事長、副理事長及び業務執行理事は、理事会において理事のうちから選定する。
- (4) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第4条各号に掲げられた者をいう。）の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- (5) 理事のうち、他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条各号に掲げられた者をいう。）の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- (6) 理事と監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員資格)

第23条 監事は学会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

- 2 一般社団・財団法人法第65条第1項各号に規定する者並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第6条第1号イないしニに該当する者は、理事又は監事となることができない。

(役員解任)

第24条 役員は、第17条に定める社員総会の決議により、解任することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第26条第1項の規定により選任された役員の任期は退任した役員の任期の満了するときまでとする。
- 4 役員については、再任を妨げない。

(欠員)

第26条 役員に欠員が生じた場合には、新たに役員を補欠として選任することができる。この場合、その手続きについては、第22条第1号を準用する。

- 2 役員が欠けた場合又は第21条で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、それぞれ新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 3 理事長に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

(理事の職務)

第27条 理事は、理事会を構成し、一般社団・財団法人法等の法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

第28条 理事長は、学会を代表し、学会の事務を総理する。

- 2 副理事長は、理事会において別に定めるところにより、学会の業務を分担執行するほか、理事長に事故があるときは、その業務に関わる職務を代行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、学会の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第29条 監事は次の職務を行う。

- (1) 学会の財産の状況を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
  - (4) 各事業年度における計算書類及び事業報告書を監査すること。
  - (5) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
  - (6) 財産の状況又は業務の執行について不正があることを発見したときは、これを理事会に報告すること。
  - (7) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令や定款への違反や著しく不当な事項があると認めるときは社員総会に報告すること。
- 2 監事は、前項第6号の報告をなすため必要があるときは、理事長に対し理事会の招集を求めることができる。
  - 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、学会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員報酬等)

第30条 役員は無報酬とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 学会に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 学会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の目的である事項の決定

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集し、議長は理事長とする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が理事会を招集し、議長は招集した副理事長がこれに当たる。
- 3 理事会を招集しようとするときは、理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、理事から、会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、理事長は、その請求のあった日から5日以内に14日以内

の日を開催日として理事会を招集しなければならない。

(開催)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

(決議の省略)

第36条 理事長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該事項について決議に加わることのできる理事の全員が提案された議案につき、書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録に記名押印する者は、理事会に出席した理事長及び監事とする。ただし、理事長が欠席の場合には、出席した理事全員及び監事とする。

## 第7章 資産及び会計

(資産の種類)

第38条 学会の財産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。基本財産は、第2章で定めた学会の目的を達するための事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産であり、財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。運用財産は、基本財産以外の資産とする。寄附金品であって、寄附者の指定のあるものは、その指定に従う。

2 前項の基本財産は、学会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分をするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

3 基本財産の運用益の用途は、第4条に定める事業の実施並びに学会の運営に関わる経費に限定する。

(事業年度)

第39条 学会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 理事長は、各事業年度開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 理事長は、毎事業年度終了後、次の各号の書類を作成し、監事による監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) 役員の報酬の支給基準を記載した書類

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の各号の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 役員の名簿
  - (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款を変更するときは、第17条第2項に規定する社員総会の決議をしなければならない。ただし、公益法人認定法第11条第1項に規定する事項については、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第45条及び第46条の規定はこれを変更することができない。

(解散)

第44条 学会は次の事由により解散する。

- (1) 第17条第2項に規定する社員総会による解散の決議があったとき。
- (2) 社員が欠けたとき。
- (3) その他法令で定められた事由が生じたとき。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 学会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により学会が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 学会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告

(公告の方法)

第47条 学会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

## 第10章 支部

第48条 学会は、細則で定める地に支部を設けることができる。

- 2 支部の運営方法及びその他必要な事項については、細則で定める。

#### 第11章 委員会及び事務局

##### (委員会)

第49条 学会の事業を円滑に運営するため、理事会の決議を経て、必要な委員会等を置くことが出来る。

- 2 前項の委員会等の名称等は、理事会の決議により、細則に定める。
- 3 第1項の委員会等の構成員の委嘱は、理事会の決議を経て、理事長が行う。
- 4 委員会は、社員総会及び理事会の決議事項について権限の委譲を受け、又は決定することができない。

##### (事務局)

第50条 学会の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。職員は有給とする。

- 2 職員の任免、事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

#### 第12章 補則

##### (委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な細則その他の規則については、理事会の決議により、別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員を選任、会費及び入会金の金額と徴収方法並びに支部の設置及び運営に関して定款の施行に必要な規定は細則に定めるものとし、それらの制定及び改正については、社員総会の決議により行うものとする。

#### 附 則

- 1 この定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人法の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号、以下「整備法」という。）第106条第1項に規定する登記をすることを停止条件として成立するものとし、当該登記をした日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、特例民法法人の解散の登記の日の前日を公益社団法人の事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 公益社団法人設立当初の理事長は新野宏、業務執行理事は藤谷徳之助、経田正幸、徳廣貴之とする。



## 公益社団法人 日本気象学会細則

公益社団法人日本気象学会（以下、「学会」という。）の運営に関しては、公益社団法人日本気象学会定款（以下、「定款」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

### 第1章 支部

（支部名称及び分掌地域）

第1条 定款第48条に規定する支部の名称及び分掌地域はこの条の定めるところによる。

2 支部の名称及び分掌地域は、次のとおりとする。

- (1) 北海道支部（北海道）
- (2) 東北支部（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- (3) 関東支部（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県）
- (4) 中部支部（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
- (5) 関西支部（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- (6) 九州支部（山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）
- (7) 沖縄支部（沖縄県）

3 前項の規定にかかわらず、関東支部は当面支部活動を行わないものとし、第2条ないし第4条の規定は適用しない。

（支部の分掌事業等）

第2条 各支部は、各分掌地域内において、定款第3条に規定する目的を達成するため、定款第4条に規定する範囲の事業を、学会が行う他の事業と整合する限りにおいて、分掌する。

（支部長）

第3条 各支部に支部長を置く。

2 支部長は、第7条の規定により支部に所属する個人会員から、支部が選任する。

3 支部長は、支部の会務を総理し、会務の状況を各事業年度毎に理事会に報告する。

4 支部長は、理事長が求めた場合、理事会に出席して意見を述べることができる。

（支部規程等）

第4条 支部は、支部の組織、運営、会計等に関する基本的な事項を定める支部規程を、理事会の承認を得て定めるものとする。また、これを改正するときも同様とする。

2 支部は、前項に規定するもののほか、定款及びこの細則に適合するよう、支部規程の施行に必要な規則等を定めることができる。

### 第2章 事業

（事業の内容）

第5条 定款第4条の各号に定める事業の内容は、この条の定めるところによる。

(1) 気象学、大気科学等に関する研究会及び講演会等の開催

- ① 大会
- ② 研究会及び研究連絡会
- ③ 夏季大学等の講習会

- ④ 公開講演会
- ⑤ その他学会の目的達成のために必要な会合等
- (2) 機関誌その他気象学、大気科学等に関する図書等の刊行
  - ① 天気
  - ② 気象集誌
  - ③ SOLA
  - ④ 大会講演予稿集
  - ⑤ 気象研究ノート
  - ⑥ その他学会の目的達成のために必要な刊行物等
- (3) 研究の奨励、援助及び研究業績の表彰
  - ① 日本気象学会賞
  - ② 藤原賞
  - ③ 山本・正野論文賞
  - ④ 堀内賞
  - ⑤ 奨励賞
  - ⑥ 気象集誌論文賞
  - ⑦ SOLA論文賞
  - ⑧ 国際学術交流に対する援助
  - ⑨ その他学会の目的達成のために必要な奨励、援助及び表彰等

### 第3章 会員

(入会手続き)

第6条 定款第6条に規定する入会手続きについては、この条の定めるところによる。

- 2 入会を希望する個人又は団体は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、入会金を添えて、事務局に提出する。
- 3 前項の規定にかかわらず、当面の間、入会金は徴収しない。

(所属支部)

第7条 会員の所属支部は、原則として、各会員につき以下の地を分掌地域に含む支部とする。個人会員が複数支部へ所属することになる場合には、そのうちの当該個人会員が希望する一の支部に所属するものとする。

- (1) 個人会員は、勤務先所在地、学校所在地、あるいは現住所
- (2) 団体会員及び賛助会員は、入会申込書に記載した事務所所在地
- (3) 国外在住会員は希望する支部

(会員の特典)

第8条 会員は、次の特典を有する。

- (1) 第9条に定める機関誌等の無償配布を受け、かつ、学会が刊行する出版物等の購入等について便宜を与えられること。
- (2) 学会の催す各種の学術的会合等に参加すること。また、参加にあたって便宜を与えられること。
- (3) 機関誌等に寄稿すること。また、寄稿にあたって便宜を与えられること。
- (4) 学会が目的達成のために実施する事業等へ参加すること。また、参加にあたって便宜を与えられること。

第9条 会員は、以下に定める会員区分により次の出版物を無償で配布される。

- (1) 個人会員
  - ① A会員 天気
  - ② B会員 天気及び気象集誌

- ③ C会員 気象集誌
  - (2) 団体会員
    - ① A会員 天気
    - ② B会員 天気及び気象集誌
    - ③ C会員 気象集誌
  - (3) 賛助会員 天気、気象集誌、及び大会講演予稿集
  - (4) 名誉会員 天気及び気象集誌
- 2 会費の納入を怠った会員には配布を停止することができる。

#### 第4章 会費

(会費)

第10条 定款第7条の規定による会費については、この章の定めるところによる。

(会費の納付)

第11条 会費は、1事業年度分の額を前納する。

- 2 会費納入の方法等は、理事会において別に定める。

(会費の年額)

第12条 会員は、以下に定める区分に基づき会費を納付期限までに前納しなければならない。

- (1) 個人会員
  - ① A会員 6,900円
  - ② B会員 12,600円
  - ③ C会員 6,600円
- (2) 団体会員
  - ① A会員 一口 9,000円として一口以上
  - ② B会員 一口18,000円として一口以上
  - ③ C会員 一口10,200円として一口以上
- (3) 賛助会員
  - 一口40,000円として一口以上

(会費の減額)

第13条 会費は、次のように減額することができる。取り扱い等については、理事会において別に定める。

- (1) 学生（大学院、大学、高等専門学校、高等学校及びこれらに準ずる学校に在学中の者）として承認された会員
  - ① A会員 4,200円
  - ② B会員 8,100円
  - ③ C会員 4,000円
- (2) 該当年度の4月1日で満65歳以上の会員で、届け出た者
  - ① A会員 4,200円
  - ② B会員 8,100円
  - ③ C会員 4,000円

(会費の免除)

第14条 定款第5条第1項第4号の名誉会員の称号を贈られた者については、会費を免除する。

- 2 個人会員が水害、震災その他非常事態により損害を受けた場合、又は、真にやむを得ない事情がある場合には、理事会の決議により、会費を免除することができる。

(会費の返納)

- 第15条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。  
2 前条第2項の規定により、会費を免除する場合は前項の限りでない。

## 第5章 会議

### (理事会)

- 第16条 理事会は、毎事業年度4回以上招集する。  
2 理事会は、必要に応じ、定款第21条第1項に規定する役員以外の者の理事会への出席を求めることができる。

### (支部長会議)

- 第17条 学会に、支部長会議を置く。  
2 支部長会議は、学会並びに支部における事業等に関する事項について協議し、必要に応じて、理事会等に意見を具申する。

- 第18条 支部長会議は、理事長、理事、監事、支部長をもって構成する。  
2 支部長会議は理事長が招集し、議長は理事長がこれに当たる。  
3 理事長は、必要に応じ、第1項に規定する構成員以外の者の支部長会議への出席を求めることができる。

### (評議員会)

- 第19条 学会に、評議員会を置く。  
2 評議員会は、理事会の諮問事項を審議する。  
3 評議員会は、評議員、理事長、理事、監事、支部長をもって構成する。  
4 評議員は、以下のとおり選任する。  
(1) 評議員5名以上10名以内  
(2) 評議員は理事会において選出し、理事長がこれを委嘱する。  
(3) 評議員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。評議員に欠員を生じたときは、本条第2号により補い、補欠評議員の任期は、前任者の残余期間とする。  
(4) 評議員は、原則として個人会員から選出する。ただし、学会会員以外からも選出することができる。  
5 理事長は、必要に応じ、前項に規定する構成員以外の者の評議員会への出席を求めることができる。

## 第6章 役員

### (役員を選任)

- 第20条 定款第22条における役員（理事及び監事）の選任は、この章の定めるところによる。

### (任期満了時の役員を選任)

- 第21条 理事会は、次期役員を選任決議を行うため、役員の数数を定めるとともに、役員任期が終了する定時社員総会において、役員選任候補者の名簿を提出しなければならない。

### (役員選任候補者の選出)

- 第22条 理事選任候補者の選出は、以下の方法による。  
(1) 学会は、理事選任候補者の選出に先立ち、個人会員による役員候補者選挙（以下、「選挙」という。）によって、個人会員の中から理事候補者を選出する。  
(2) 理事会は、選挙に先立ち、理事候補者の定数を決定する。  
(3) 個人会員は、選挙に立候補することができる。  
(4) 選挙は、無記名の書面による投票によって行う。各個人会員は、立候補者の中から理事会が定めた理事候補者の定数以内で適当と考える者を選択し、投票用紙

記載の立候補者リストの所定の欄に印をつけて投票する。

- (5) 得票数の上位から理事会が定めた理事候補者の定数までの順位の者を理事候補者とする。ただし、得票数が投票総数の1/2以下の立候補者を理事候補者とすることはできない。
  - (6) 理事会は、前号による理事候補者を理事選任候補者としたときに、定款第22条第4号又は第5号に違反することになる場合には、同各号に対する違反が生じないようにするために、特定の理事候補者を理事選任候補者にしないことができる。また、理事会は、その他の理由によっても、特定の理事候補者を理事選任候補者としなければならない。これらの場合には、理事会は社員総会において、特定の理事候補者を理事選任候補者としなかった理由を説明しなければならない。
  - (7) 理事会は、原則として第5号及び第6号によって選定した理事候補者を、理事選任候補者とする。ただし、必要に応じて、理事候補者以外の者を理事選任候補者とするを妨げられない。
  - (8) 上記のほか、選挙実施のために必要な事項は、第7章に規定する役員候補者選挙管理委員会が決定し会員に周知する。
- 2 監事選任候補者の選出についても前項と同様とする。ただし、前項の「理事候補者」とあるのは「監事候補者」と、「理事選任候補者」とあるのは「監事選任候補者」と読み替えるものとする。

(欠員)

第23条 定款第26条第1項に規定する役員欠員の補欠の選任は、理事又は監事の在任者が、定款第21条において定めた定数を下回った場合に行う。

第24条 理事会は、社員総会に補欠の役員候補者につき議案を提出する際には、第22条に基づき実施された役員候補者選挙の結果等を勘案するものとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了時までとする。

## 第7章 役員候補者選挙管理委員会

(設置)

第25条 第22条に規定する選挙を実施し、管理するために、役員候補者選挙管理委員会(以下、「選挙管理委員会」という。)を置く。

- 2 選挙管理委員会は、理事会から独立した委員会とする。
- 3 選挙管理委員会は、学会の個人会員で構成する。
- 4 選挙管理委員会委員長は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
- 5 選挙管理委員会委員は、委員長が推薦し、理事長が委嘱する。
- 6 選挙管理委員会委員長及び委員の任期は2年を超えてはならない。ただし、再任を妨げない。
- 7 理事及び監事は、選挙管理委員会委員になることができない。

(目的)

第26条 選挙管理委員会は、第22条に規定する選挙を管理し、公正かつ円滑に実施することにより、学会活動の健全な発展をはかることを目的とする。

(任務)

第27条 選挙管理委員会の任務及び権限は、以下のとおりとする。

- (1) 選挙に関する日程の確定
- (2) 選挙の告示
- (3) 立候補の受付と資格審査
- (4) 立候補者名簿の作成とその発表
- (5) 投票の開票と立会人の指名

- (6) 有効票の判定
- (7) 投票結果の確認
- (8) 当選者の確定
- (9) 選挙結果の理事会への伝達及び会員への公表
- (10) 選挙実施に関する規定上の疑義についての解釈
- (11) 選挙に関する記録の作成と保管
- (12) その他選挙の管理並びに実施に必要な事項

(構成)

第28条 選挙管理委員会の構成は、委員長1名、副委員長1名、委員10名以内とする。

- 2 副委員長は、委員の中から1名を委員長が選任する。
- 3 役職者の業務は次のとおりとする。
  - (1) 委員長は選挙管理委員会を代表し、選挙管理委員会活動を総括する。
  - (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたるときは、委員長の職務を代行する。

(運営)

第29条 選挙管理委員会は、委員長が招集する。

- 2 選挙管理委員会による任務の遂行及び権限の行使に関する決定は、委員全員の同意により行う。
- 3 委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見及び同意を徴することができる。

(要領)

第30条 選挙の実施に必要な手続等については、選挙管理委員会が決定する要領により定める。

## 第8章 委員会

(委員会の設置)

第31条 定款第49条に定める、事業執行のために設置する委員会（以下「委員会」という。）及び臨時的目的のために設置する特別委員会（以下「特別委員会」という。）についてはこの章の定めによる。

- 2 特別委員会は、理事会が直接対応すべき事項を取り扱うために設置する。
- 3 特別委員会の活動期間は1年を原則とする。ただし、理事会の承認により、通算3年を上限とし、活動期間を延長することができる。
- 4 委員会及び特別委員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第90条第4項各号に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を行うことができない。

(委員会の名称)

第32条 学会の理事会のもとに、以下の委員会を設置する。

- (1) 企画調整委員会
- (2) 講演企画委員会
- (3) 天気編集委員会
- (4) 気象集誌編集委員会
- (5) SOLA 編集委員会
- (6) 気象研究ノート編集委員会
- (7) 学会賞候補者推薦委員会
- (8) 藤原賞候補者推薦委員会
- (9) 山本・正野論文賞候補者推薦委員会
- (10) 堀内賞候補者推薦委員会

- (11) 奨励賞候補者推薦委員会
- (12) 各賞候補者推薦委員会
- (13) 名誉会員推薦委員会
- (14) 学術委員会
- (15) 地球環境問題委員会
- (16) 気象災害委員会
- (17) 気象研究コンソーシアム検討委員会
- (18) 広報委員会
- (19) 教育と普及委員会
- (20) 国際学術交流委員会
- (21) 電子情報委員会
- (22) 用語検討委員会

(担当事項)

第33条 前条に定める委員会の担当事項については、次のとおりとする。

- (1) 企画調整委員会
  - ① 学会の企画戦略に関すること。
  - ② 各委員会の総合調整に関すること。
  - ③ その他各委員会に属さないこと。
- (2) 講演企画委員会
  - ① 学会の大会に関すること。
  - ② 学会が主催する会合等に関すること。
  - ③ 大会講演予稿集の編集に関すること。
- (3) 天気編集委員会
  - ① 天気の編集に関すること。
  - ② 出版に関する他団体等との調整に関すること。
- (4) 気象集誌編集委員会
  - ① 気象集誌の編集に関すること。
  - ② 気象集誌論文賞の候補者選定に関すること。
  - ③ 出版に関する他団体等との調整に関すること。
- (5) SOLA 編集委員会
  - ① SOLA の編集に関すること。
  - ② SOLA 論文賞の候補者選定に関すること。
  - ③ 出版に関する他団体等との調整に関すること。
- (6) 気象研究ノート編集委員会
  - ① 気象研究ノートの編集に関すること。
  - ② 出版に関する他団体等との調整に関すること。
- (7) 学会賞候補者推薦委員会
  - ① 日本気象学会賞の候補者推薦に関すること。
- (8) 藤原賞候補者推薦委員会
  - ① 日本気象学会藤原賞の候補者推薦に関すること。
- (9) 山本・正野論文賞候補者推薦委員会
  - ① 日本気象学会山本・正野論文賞の候補者推薦に関すること。
- (10) 堀内賞候補者推薦委員会
  - ① 日本気象学会堀内賞の候補者推薦に関すること。
- (11) 奨励賞候補者推薦委員会
  - ① 日本気象学会奨励賞の候補者推薦に関すること。

- (12) 各賞候補者推薦委員会
  - ① 関係団体等の行う表彰の候補者推薦に関する事。
- (13) 名誉会員推薦委員会
  - ① 名誉会員の推薦に関する事。
- (14) 学術委員会
  - ① 学会の学術活動に関する事。
  - ② 学会の学術活動の中長期計画に関する事。
  - ③ 学会の学術活動に関する他機関との連携に関する事。
- (15) 地球環境問題委員会
  - ① 学会における地球環境の調査・研究に関する事。
  - ② 地球環境の調査・研究に関する他機関との連携に関する事。
- (16) 気象災害委員会
  - ① 学会における気象災害の調査・研究に関する事。
  - ② 災害緊急対応に関する事。
  - ③ 気象災害の調査・研究に関する他機関との連携に関する事。
- (17) 気象研究コンソーシアム検討委員会
  - ① 気象研究コンソーシアムに関する事。
  - ② 気象研究コンソーシアムに関する他機関との連携に関する事。
- (18) 広報委員会
  - ① 学会の広報に関する事。
  - ② 社会・学会・会員相互のコミュニケーションに関する事。
- (19) 教育と普及委員会
  - ① 気象学、大気科学の教育に関する事。
  - ② 気象学、大気科学の普及に関する事。
  - ③ 人材育成に関する事。
- (20) 国際学術交流委員会
  - ① 学会における国際学術交流に関する事。
  - ② 海外の学協会との協力に関する事。
  - ③ 学会の国際戦略に関する事。
  - ④ 国際的な情報発信に関する事。
- (21) 電子情報委員会
  - ① 学会の電子情報に関する事。
- (22) 用語検討委員会
  - ① 気象学、大気科学の用語に関する事。

(構成)

第34条 委員会の構成等は、理事会が別に定める規程による。

(委員長)

第35条 委員会の委員長は、理事会の求めにより理事会に出席し、その所管する事項につき報告し、意見を述べることができる。

## 第9章 会合

第36条 学会は、次の学術的会合を開く。

- (1) 大会
  - (2) その他、理事会で認められた会合
- 2 学術的会合については、講演企画委員会がこれを統括する。また、大会については大会実行委員会を設置する。



第37条 大会は年1回以上開催し、会員の研究発表、諸種の講演会等を行う。

第38条 講演企画委員会又は大会実行委員会が承認した場合は、会員でない者も、学術的会合において講演を行うことができる。

第39条 理事会は、学会の催す会合をあらかじめ会員に通知する。

## 第10章 出版物

第40条 学会の出版物は、以下のとおりとする。

- 2 機関誌として、天気、気象集誌及びSOLAを、また、その他の刊行物として、大会講演予稿集並びに気象研究ノートを発行する。
  - 3 前号以外の刊行物を出版する場合には、理事会の決議を要する。
  - 4 天気は、原則として毎月発行する。
  - 5 気象集誌は、原則として年6回発行する。
  - 6 SOLAは、電磁的方法で発行する。
  - 7 機関誌等は、理事会での定めに基づき、会員以外に有料あるいは無料で配布することができる。
  - 8 学会運営上に必要な事項は、すべて出版物あるいは電磁的方法によって公示する。
- 第41条 学会の出版物の発行(印刷物あるいは電磁的方法による)は、第32条に定める、気象集誌編集委員会、天気編集委員会、SOLA編集委員会、気象研究ノート編集委員会並びに講演企画委員会(以下、「各編集委員会等」という。)によって行う。

第42条 各編集委員会等は、以下の活動を行う。

- (1) 原稿の投稿募集及び依頼
- (2) 投稿された原稿の審査
- (3) 出版物の編集及び発行
- (4) 出版に関する他団体等との調整に関すること。

第43条 各編集委員会等は、原稿の訂正、削除、加筆を要求し、又は原稿の内容によっては掲載を拒否することができる。

2 原稿の掲載順序は各編集委員会等に一任される。

第44条 各編集委員会等の承認を得た場合は、会員以外の者も、機関誌等に原稿を掲載することができる。

第45条 機関誌等に原稿等の掲載を希望する者は、別に定める投稿規程等により各編集委員会等に申し出る。

第46条 投稿規程等は、各編集委員会等で作成し、理事会の承認を得る。

## 第11章 表彰

第47条 学会は学術研究及び学術成果に対し次の表彰を行う。

- (1) 日本気象学会賞  
気象学及び気象技術に関し貴重な研究をなした者に対する顕彰
- (2) 藤原賞  
調査・研究・総合報告・著述その他の活動により、日本の気象学及び気象技術の発展・向上に寄与した者に対する顕彰
- (3) 山本・正野論文賞  
基礎研究・応用技術開発を問わず、新進の研究者・技術者による優秀な論文に対する顕彰
- (4) 堀内賞  
気象学の境界領域・隣接分野あるいは未開拓分野における調査・研究・著述等により、気象学あるいは気象技術の発展・向上に大きな影響を与えている

者に対する顕彰

(5) 奨励賞

研究を本務としない環境において、気象学・気象技術に関する、優秀な調査・研究を行っている者、あるいは初等・中等教育において優れた気象教育を行っている者等に対する顕彰

(6) 気象集誌論文賞

気象集誌に掲載された論文の中の優秀な論文に対する顕彰

(7) SOLA論文賞

SOLAに掲載された論文の中の優秀な論文に対する顕彰

第48条 前条第1号ないし第5号の表彰の候補者の選定は、学会賞候補者推薦委員会、藤原賞候補者推薦委員会、山本・正野論文賞候補者推薦委員会、堀内賞候補者推薦委員会、並びに奨励賞候補者推薦委員会によって行う。

2 前条第6号及び第7号の表彰の候補者の選定は、それぞれ気象集誌編集委員会又はSOLA編集委員会によって行う。

第49条 第47条第1号ないし第5号に掲げる表彰の対象者は、前条第1項により決定された表彰の候補者のなかから理事会が決定するものとし、その内容及び決定の手続は、理事会が別に定める。

2 第47条第6号及び第7号に掲げる表彰の対象者は、前条第2項により決定された表彰の候補者のなかからそれぞれ気象集誌編集委員会又はSOLA編集委員会が決定するものとし、その内容及び決定の手続は、それぞれ気象集誌編集委員会又はSOLA編集委員会が別に定める。

## 第12章 国際学術交流

第50条 学会は、気象学、大気科学等における国際的な発展及び交流を図るため、諸外国における学会、研究集会への参加、諸外国の研究者の招へい等の国際学術交流事業への支援を行う。

第51条 前条に掲げる事業の内容は、理事会が別に定める。

## 第13章 資産及び会計

(資産の管理)

第52条 学会の資産は、理事長が管理するものとし、その管理方法は、理事会が別に定める。

## 第14章 情報開示

(帳簿及び書類等の備付け及び閲覧)

第53条 学会は、次の各号に掲げる帳簿及び書類等を主たる事務所に備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 社員総会で議決権代理行使をした場合の委任状
- (5) 社員総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書
- (6) 社員総会の議事録
- (7) 理事会の決議の省略をした場合の同意書
- (8) 理事会の議事録
- (9) 会計帳簿

- (10) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資にかかわる見込みを記載した書類
  - (11) 各事業年度にかかわる貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書
  - (12) 財産目録
  - (13) 監査報告
  - (14) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
  - (15) 前各号の他、法令により備え置きが定められている書類
- 2 前項各号の書類等の備え置き期間並びに閲覧、謄写及び謄抄本の交付については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)及びその他関係法令の定めに従うものとする。

#### 第15章 細則の変更

##### (細則の変更)

第54条 この細則を変更する場合は理事会の決議を得なければならない。ただし、役員を選任方法(第6章)、入会金及び会費の金額と徴収方法(第6条、第4章)、支部の設置に関する事項(第1条)については、社員総会の決議を得なければならない。

#### 第16章 補則

##### (委任)

第55条 この細則に定めるもののほか、この細則の施行について必要な規則等については、理事会の決議により、別に定める。

#### 附 則

- 1 この細則の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号、以下「整備法」という。)第106条第1項に規定する登記をすることを停止条件として成立するものとし、当該登記をした日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、定款第38条の規定にかかわらず、特例民法法人の解散の登記の日の前日を公益社団法人の事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。